

更生保護における支援特性 —保護司の活動に焦点をあてて—

久保美紀 八木原律子

1 はじめに 一問題の所在

更生保護は、保護司や更生保護女性会、BBS会、協力雇用主など、民間の人びとの協力を得て展開されている。こうした市民レベルの活動が、罪を犯した人と地域社会を媒介する重要な役割を担っているといえる。これについては、2006年に、更生保護のあり方を考える有識者会議が提出した「更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりをめざして—」において、以下のように述べられている。「官民協働といいながら、現実には少人数の『官』が『民間』に依存し、その結果、再犯防止機能の弱さなど問題点が常に内在して今日に至った⁽¹⁾」。また、犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008—『世界一安全な国、日本』の復活を目指して⁽²⁾」(2008年)では、犯罪を生まない社会の構築にむけて、少年の健全育成と孤立した若者、高齢者等の社会参加の促進や、刑務所出所者等の再犯防止のために就労先の確保、福祉ニーズをもつ人の地域生活定着支援の実施などの施策を挙げている。こうしたビジョンが提示されるなか、就労支援事業、自立更生促進センターの設置、刑務所・更生保護施設への社会福祉士等の配置、各都道府県に地域生活定着支援センターの設置を推進するなど、法務省と厚生労働省との連携も進められ、罪を犯した人の立ち直り・社会的自立、そして、社会的包摂への整備がなされてきている。

そこで、本研究においては、更生保護の担い手の中で重要な機能を果たしている、保護司の活動に焦点をあてる。保護司は保護観察官の協働者として、保護観察の対象者（以下、対象者と記す。）と定期的に面接を実施し、立ち直り・社会的自立のための指導・助言・就労支援などととも、犯罪予防活動等、たとえば、社会を明るくする活動等に取り組んでいる⁽³⁾。その根拠法である保護司法第1条では、保護司の使命を次のように規定している。「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与すること」。つまり、保護司は個別直接的に対象者の指導・支援をすることと、よりよい社会づくりに尽力するという、重大な使命を担っている。そして、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であるが、無給であり、実質的には、行政サービス提供における民間協力者である。実際には、都道府県の区域を分けて定められた保護区に配属され活動しており、保護司の人員は、保護司法で52,500人を超えないものと規定されている。2010年現在、48,851人の方々が活動しており、年齢構成は、60歳以上が74.8%、うち、70歳以上が22.3%と高齢化が進んでおり⁽⁴⁾、後継者不足に陥っている⁽⁵⁾。

こうした状況を踏まえて、更生保護の重要な

担い手である保護司の方々に聴き取り調査を実施し、保護司という、専門職ではない、民間の非専門的支援者の活動を手がかりにして、指導・監督・管理等々のコトバで語られる、罪を犯した人の立ち直り・社会的自立への支援の特質を実際の活動のなかから導き出したい。そして、それから社会福祉は何を学び、更生保護の領域で、どのような貢献ができるのか、検討するための示唆を得たい。(久保美紀)

2 研究の方法

本研究では、現場の生きた活動から支援論は構築されるという考えのもと、罪を犯した人の立ち直り・社会的自立にむけての支援の重要な担い手である、地域で活動する保護司の方々にご協力いただき、グループインタビュー調査を実施した。その内訳は、都市部で活動する4人の方々のグループ(A地区)、地方で活動する3人の方々のグループ(B地区)である。罪を犯した人の立ち直り・社会的自立の支援において、大切にしていること、やりがいを感じること、困難に感じること、今後の課題、福祉に期待することなどを中心にお話いただいた。調査協力者への倫理的配慮として、あらかじめ調査の目的、個人情報保護、結果の活用、データ作成・分析のための記録・録音について、文書を呈示して説明を行い、ご了承いただいた。個人のプライバシー保護には特段の注意を払い、特定の個人が想定されないようにした。

(久保美紀)

3 調査の結果と考察

1) 都市部(A地区)の場合

(1) 調査結果

①保護司をめぐる概況

A地区には143名の保護司が保護司会に所属し、月1回の割合で開催される理事会の決定事

項にもとづき運営されている。すべての保護司は、地域活動部、総務部、広報部、研修部の何れかに所属する義務を負い其々の役割を担って活動している。理事会の役員は、1期2年で3期まで再選可能であるが、切り替え時期の3月31日で73歳を越えていれば役員にはなれない。世代交代が意図的に組み入れられている。

A地区では、4年前に協力雇用主会が発足し、出所者の自立更生に向けた協力雇用主として保護観察所に報告され、登録一覧に連ねている。現在は35社が登録されていて、罪を犯した人たちの立ち直り、社会的自立への支援に貢献されている。職業安定所に登録されている協力雇用主には、雇用保険等が義務化されているため、保護観察所に登録されている数より数値的には少ない状況にある。

地域活動部では実行委員制度を設け、子供祭りの開催や、週1回、担当者の輪番制で青少年相談が行なわれている。また、中学生を対象とした「学び舎の会」は、学校と保護司会、更生保護女性会の連携で、生徒達の演奏会等に参加したり、講演会などの企画も併せ持っている。その他、地域活動部は、研修部が企画する連携施設の見学や学習会、講演会にも参加するなど、活動領域は多岐に渡り多忙を極めている。A地区では、地域の学校と連携し、学校行事(入学式・卒業式・運動会・音楽会など)に参加したり、民生委員や民生児童委員との会議や勉強会に参加されている。さらに、研修部は保護観察所の研修企画にも参加し、年3回の地域定例研修で、保護観察官の指導のもとに、事例検討や面接の仕方など、ロールプレイを交えた研修が企画されている。

更生保護女性会主催の会議も年2回は実施されるので、会議や研修会を合わせると各保護司が参加する会議や研修の回数は20回を越え、個別の対象者面接等を加えると多忙な生活となっ

ている。

このように、更生保護領域で活動されている保護司は、「民の」協力事業主や更生保護女性会の無償ボランティアと共に連携を取りながら、「官」の保護観察官の指導のもと、罪を犯した人の立ち直りや社会的自立に向けた生活の改善や雇用の開拓など、親代わりとなって支援を行なう活動となっている。

②活動内容

保護観察官によって作成された支援計画書の遵守事項を、出所者と保護司が確認するところから支援がスタートしていく。時には刑務所に出向き、担当予定者と面談することもある。支援中は2来訪、2往訪、面接は担当者ごとに月2回の面談があり、それを報告書にまとめて保護観察所に提出するしくみになっている。困難な事例は、A地区担当の保護観察官の指導を受けながら進めていく。

保護司が対象者と最初に会おうときは、お互いの顔を知らないで目印となるマフラー、帽子、カバンなどの小物を用意し、挙動不審にならないような配慮を必要とするという。また、対象者が働いている人であれば、面談は夜に保護司宅で行なわれることが多くなり、家族の協力なしには対応できないと語られる。最近では、対象者の両親が共働きの事例が増え、面接の時間設定が難しくなっているようである。初回面接で両親が来てくれる事例では更生が旨くいくことが多いが、家族が居ても保護司まかせの親の場合は、対象者の話だけで判断せざるを得ないので状況がつかみにくく、どこまで信頼できるか迷うそうで、課題も多いように思うと語られる。一方、祖父母は少年達の学校生活を把握しておらず、小学生頃の時間のままで判断し、厳格な介入をする傾向がある。少年達はその厳格さを忌み嫌い、祖父母が寝るまで夜中の

街を彷徨うことになると話される。

薬物依存のケースについては、依存症の特性が理解されにくいこともあって「仕事が長続きしない」「嘘をつく」「約束が守れない」など、協力雇用主も保護司も対象者に振り回されることが多い。協力雇用主の中には建設業界の方が多く、解体作業等にもみられる騒音時の仕事では、つい言葉も乱暴になり、少年は我慢できずにやめることが多い。「注意をする時には出来るだけ頭ごなしを止めて欲しい」と保護観察官に依頼するも、協力雇用主の登録解除を危惧されるのか、うやむやにされることが多く、少年との間に入って悩みが絶えない。

少年達の中には、仲間と連絡しあってはいけない遵守事項があるが、集団で対象となっているケースではお互いが連絡しあっているようで、「A保護司は厳しい」「B保護司の場合は観察期間が短縮された。俺の場合はどうしてそのままなのですか?…」など、また、担当している少年から「保護司やってメリットありますか?」と明らかに連絡しあっている様子が伺えるとき、返事に迷うことがあると話される。保護司同士は、対象者の件で相談や連絡は禁止事項であり、誰がどの事例を担当しているか、明らかにされていない。

バイクでお年寄りを即死させたケースの場合、被害者宅へ一緒に謝りに行くが会ってこないし手紙も読んでくれない場合には、少年には心で詫びるように諭すが、観察期間が済むと、るんるん気分で高校に戻る少年の様子に、反省しているとはとても思えないような、保護司である自分自身がむなしくなることがあると話される。こうしてみると、保護司の活動を支えるためのしくみ作りはまだまだのようである。

③ やりがい

困難をかかえながらも、やりがいがあると思えるのは、「これまで世話してきたケースから、街中で声をかけられ御礼を言われたとき」や、「継続して仕事をしていることを来訪した対象者から告げられたとき」や、「給与明細書を見て納得できるとき」がうれしいと話される。また、保護観察期間が終了するときは、お互いの携帯電話の番号を消去し合うが、中には手帳か何かにメモしている少年もいるようで、そうした対象者から「元気な様子を知らせてくれる時があって、人と人のつながりは簡単に切れるものではないし、こうした人と人のふれあいに接したとき、この仕事をやって良かったと心から思える。今後の意欲に繋がります」と話される。

④ 課題

保護司の仕事は、国家公務員の非常勤職ではあるが、24時間体制で、大半はボランティアである。給与は少なく、持ち出しが多い仕事となっている。対象者の課題が多様化し業務の活動範囲も広がっている今日、「障害特性の理解やコミュニケーションスキルなどの学習が必要と痛感している」と話される。また、24時間体制で対象者に向き合い、保護観察官に緊急の連絡をとりたい時に、連絡がつかずに困ることがある。こうした事態が重なると、保護観察官の業務を保護司が代行しているのではないかといった不満も出てくるようである。即断を迫られる場合、指示待ち状態の時間保障が見えないで苦慮する。

官の指導で民は活動し、苦勞も多いが、民間の良さは、その地域を知っているから駆け回ることができるので、「諸経費の自己負担分をできるだけ少なくするように公費でお願いしたい」と話された。

また、対象者だった者が自立して3年後、「お

金を貸してくれませんか」「仕事を探してくれませんか」と来訪してきた少年の事を保護観察官に報告すると、「現在のケースではないので放置してください」と、原則論を持ち出され、「今、ここに、困っている人に向き合えないジレンマがある」と話される。また、同じように「仕事が無いと子供を保育園に預けられない」とするケースが増えていて、福祉を紹介する場面がある。「出所する場合の所持金が少ないので、せめて1ヶ月程度の生活費を国が保障できるような柔軟な支援の在り方を検討してほしい。『働けないので罪を犯す』の繰り返しでは、負のスパイラル現象を食い止められない」、制度政策の改革など、防犯を食い止めるためにも新しい手立てが必要と強調される。

さらに、最も基本となる、出所する前の自立更生計画を、本人が理解していない場合である。『自立更生』『遵守事項』などの言葉の意味を知らずに出所してくる人たちの能力に合わせた説明を保護観察官の方からしてもらいたいと嘆かれる。そして、事前に送られてくる対象者を理解する個人情報の書類に至っては、郵送のため、個人情報保護に抵触するという理由で写真の添付はない。保護司として信頼されているのかどうか、対象者の支援がスムーズに行なえるような、配慮が欲しいという願いが感じられる。

また、「少年の場合、親の態度やかかわりの改善を要求したいが、少年の周辺領域は保護司の仕事ではないと言われる事もあり、画一的ではない柔軟な対応が欲しい」と主張された。ここでも、官と民による情報開示のあり方や支援内容をめぐっては検討される必要があるようである。

最近の変化として、若者の中には、帽子やコートを身につけたまま部屋に入ってくることもある。通常は家庭でしつけられるものである

が、しつける人の存在が希薄なので、その分、保護司が指導の役割を担っていると強調される。「靴の脱ぎ方、スリッパのそろえ方、上手にできたら褒めてあげるようにしている」と、細かな配慮とポジティブ評価を推奨される。

一方、リスクマネジメントとして、安心して活動できるように、録画撮りができるインターホンを設置した保護司さんもいた。

(2) 考察

今回の聞き取りを行なって感じることは、更生保護施設勤務の保護司の場合は、その施設のルールに拘束されて業務を遂行することとなるが、地域で活動する保護司の場合は、24時間体制で、対象者を取り巻く環境にも注意を払わなければならない。対象者の課題が拡大化していく中、目配り気配りのモデルとなって活動していくのが保護司であると理解した。

「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書では、官が民間に依存してきたこと、支援計画書が机上の論理であることへの反省を踏まえ、保護観察官の意識改革の必要性を取上げている⁽⁶⁾。しかしながら、今回の聞き取り調査でも明らかなように、制度上は、保護観察官の指導の下に保護司の活動が展開されているため、緊急時の対応で保護観察官に連絡がとれない場合、保護観察官の代行業務を担っているといわれても仕方がないのではないだろうか。保護観察官の勤務時間外は、保護司自身のリスクマネジメントを行ない、自分自身のキャリアと家族の協力なくしては活動できない。対象者の課題に即対応するためには、柔軟な地域支援体制を保障すると共に、その必要経費の負担軽減措置が課題となろう。

都市部における地区ごとの担当保護観察官は数名と決められており、しかも対象者の課題は多岐に渡り年々複雑化している現状では、保護

観察官に指導を仰ぎたいと思っても連絡が取れずに、支援が遅れる場合も発生している。保護司が24時間対応であれば、保護観察官の指導も24時間の対応が保障されなければならないはずで、双方の携帯番号を提供しあうなどの方策が必要不可欠であろう。

「更生保護のあり方を考える有識者会議」報告書の反省を踏まえ、対象者と一緒に作成したであろうはずの支援計画書の内容を知らずに出所してくる対象者が存在するのはなぜだろうか。

また、こうした犯罪歴のある対象者の中には、自立した生活が必ずしも順風満帆であるとは言い難い。時には生活に困り、保護司に助けを求めて来訪する者も存在する。幼児を抱える対象者が仕事を探し働けるように、国の政策展開で保育園入園の措置、さらには給与を得られるまでの生活費の保障も考慮されなければならないであろう。そもそも対象者支援とは、その対象者の周辺領域の調整が最も必要となる支援だといえる。例えば、対象者の親や祖父母、更には兄弟などに対人スキルの改善の必要性を感じたら、柔軟な対応ができるように、間接的な支援の在り方を検証する業務の見直しがあっても良いのではなかろうか。保護観察官や保護司、地域生活定着支援センター等の支援機関のスタッフは、今、まさに地域支援のネットワーク構築を検討する時期にきているのではないだろうか。法務省と厚生労働省との連携で設置された地域生活定着支援センターは、2010年11月現在で35ヶ所と増加傾向にある⁽⁷⁾。また、福祉領域の施設に司法領域からの相談件数が微少ではあるが増えてきている。このことから、保護観察官を含め、保護司や地域支援機関のスタッフのかかわりが臨機応変にできるよう、早急な地域ネットワーク構築に期待が高まっているといえよう。(八木原律子)

2) 地方 (B 地区) の場合

(1) 調査結果

①保護司をめぐる概況

今回の聴き取り調査にご協力いただいた3人の方々が活動しているB地区には、28人の保護司が配置されており、各保護司の方が3~4人の対象者を担当している。調査協力者の3人は地域産業を活用した事業を展開し、チームワークを組んで活動し、その事業所に対象者を受け入れるとともに、個別に対象者を担当している。その一方で、対象者を引き受けない人もいるため、引き受ける人の負担は増えるが、「自分たちは断れない」という。保護司を委嘱されても、実際に、対象者を引き受けない背景には、保護司になって、「何をどうしていいかわからない」、対象者を引き受けた時、「どのように対応するか、悩むことが多い」ということがある。研修制度は用意されており、会議や研究会にすべて出席できるのがいい保護司とは必ずしもいえないが、いろいろアイデアを出し合う研修に意味があるという。

②活動内容

前述のように、保護司の活動は、罪を犯した人の立ち直り・社会的自立にむけての個別直接的支援と、地域社会の環境を調整する、まさに、個人と社会をつなぐことである。まず、対象者の個別直接的支援について重要なことは、「対象者がもっている能力を発掘して磨くこと」「対象者自身のやる気をいかに引き出すかがポイント」という。また、対象者は比較的若年層が多いので、「遊びたい」という誘惑に負けてしまったり、「からだがついついから」「風邪を引いた」などといって、仕事を休むことがあり、指導の困難さを感じているが、指導は開放的で、仕事を休んだ後にまた仕事に来ることができるような関係作りが必要である。それと同時に、

就労することの厳しさと喜びを伝えたいという。こうした支援スタイルであるため、対象者にとって「私たちは煙たい存在」といい、だからこそ、「対象者から信用されていると思うときは嬉しい」ともいう。そして、保護司の活動を若い人たちにかかわれるチャンスだととらえており、「自分たちのほうが使われているようなところがある。彼ら(対象者)がいるから、仕事に来るといところがある」という。

次に、対象者のもっとも身近な環境である家族の理解が重要である。家庭内での会話がなく、身近な環境である家族の支援があまり期待できない状況にあるため、実際に、仕事の指導と生活のケアまで担うことになる。たとえば、親が子である対象者を送ってきても、「お世話になっています」といった挨拶はない。とくに、話はしなくてもいいが、「お元気ですか」「お世話になります」といったやりとりを、子どもが目目の当たりにすると、「親が自分を気にかけてくれている」と思うことにつながるのにと残念そうに語る。

他方、地域社会の環境調整については、保護司の活動を通して、社会の矛盾が見えてくるが、世の中のつながりを構築し、共生社会を実現するのは、理想であって、不可能だとするのではなく、それを可能にする努力をすべきだという。地方においても、コミュニティの崩壊は否めない。かつては、ひとつの集落の中にグループがあったが、それがなくなってきつつあり、こうした時代にあって、「リーダーとなるべき役割の年代がその役割を果たし、次の世代につないでいくことが大事で、活動を継続していくために、地域の資源を活用し、ボランティアと実益を兼ねるような、成果が見える手法をとることが大事である」という。また、更生保護関係の施設建設に、周囲が反対していたら、理解を求め、地域を耕していかなければならない

し、社会を明るくする運動をとおして、子どもたちを育てていくことができるという。地域が自分たちの活動の延長線上のひとつになってほしいとの思いがあり、実際に、地域でイベントを開催したり、学校と連携しているが、同じく民間の非専門的支援者である民生委員との連携はあまりみられないようである。

③ やりがい

保護司の活動に取り組むやりがいについては、「更生を支えていくということが、本当にすばらしい仕事だと思う」という。実際、親御さんたちの不安なようすを見ると、「何とかしなければならぬ」という気持ちになり、さらに、職場訪問すれば、保護観察所が責任をもつといっても、雇用主から「保護司さんから紹介されたので雇いました」といわれると、一歩踏み出さざるをえないという。そして、対象者を指導・支援していくという自覚をもつことはいうまでもないが、「お互いに人と人のつながりという認識で取組んでいる」という。

また、官と民の関係について、「官のかたち、規律正しく、いいものを、ということも必要かもしれない。その上に、保護司がどういう手を添えるか、それが悩んでいるところだ」という。自立更生促進センターの建設などは、国の責任を示すのに、もっともわかりやすいかたちであろう。民である保護司の年間の実働時間は、かなりの時間になる。しかも、夜中でもいつでも制限はなく、待たなしの対応が要求される。とくに、親の教育・支援が期待できないので、親の教育もしなければならない状況にある。このように保護司に期待される役割は大きいが、保護観察官は権限をもっているのに対して、保護司にはない。しかし、無報酬だからこそできることがあるというところに、保護司としての使命感が伝わってくる。

④ 課題

総論として、3人が取り組んでいるような地域産業を生かした就労の場、就労できる環境を各地につくるべきであり、硬直化したやり方ではなく、世の中の変化にあわせて、検討しなければならない。また、就労の場はあっても、居住の場がないと、自立につながりにくい。居住の場の確保には、行政の支援が不可欠であるとの指摘がなされた。そして、保護司の活動を直接的に支えるために、保護司を委嘱されても対象者を担当しない人たちへの働きかけ、指導をどうしていくかが課題として挙げられた。

(2) 考察

以上の調査結果をとおしてわかったことを述べたい。まず、3人は、ボランティア、非専門的な民間活動の強みである、手弁当・世直し・創造性・熱意・利他性などをもっているということである。民間だからこそできることがあるという信念をもち、その強みを生かして、対象者を直接指導・支援する一方で、同時に、地域を耕す活動を実践している。職務の遂行においては、ひとりの人間としてもっている強み・属性を生かしており、保護司の仕事は、属人的要素が強く、アート性が高いことが伺える。

対象者の個別直接的支援においては、対象者の潜在性を信頼し、けっして、「してあげている」というスタンスではなく、そこにニーズがあるから活動する、人間のもつ弱さの中に、力を見出すという信念が読み取れる。対象者は、若年層が多いので、次代を担う人材育成という気持ちで臨み、新しいものを生み出していくことの喜びを活動の中に見出しているようだ。保護司として指導・支援する立場でありながら、人間どうしのヨコのつながりにより、信頼関係を構築しているのではないだろうか。対人援助の原型は、人間どうしの助け合いである。そう

した人間どうしのつながりが支援活動の根底にあり、自身の人生の一場面と対象者の人生の一場面が交叉し、そこで化学変化が起こっているようである。

また、地域性を生かし、地域産業を社会資源化し、チームワークで取り組んでいる。今日の厳しい雇用状況は地方に行くほど深刻であり、雇用の創出・地域の活性化・町おこしが重要な課題である。彼らの取り組みは、こうした課題へのチャレンジともいえ、地域資源を活性化すれば、ほかの地域でも応用できるのである。地域の課題を地域で解決するために、そして、人を地域で育てるという視点に立てば、地域社会の巻き込みは不可欠であろう。地域社会・学校とのつながりを構築しているが、社会福祉資源等との連携については、具体的なかたちとしては見いだせなかった。更生保護施設には、福祉専門職が導入され、さまざまなネットワークを組んでいる一方で、地域で活動する保護司は過重負担になっているのではないかと危惧がある。

さらに、官民協働については、就労支援においても、保護司が、「対象者・保護観察所・雇用主」のトライアングルの関係を媒介している側面が浮かび上がった。保護観察官と保護司は、対象者の立ち直り・社会的自立にむけての支援という目的は共有しているが、その立場性の違いは歴然としている。「指導監督」と「補導援護」という保護観察の実施を対象者にとって意味あるものにし、職業としての保護観察官、民間の非専門的支援者としての保護司が、それぞれの強みを発揮してチームアプローチをとっていくためには、研修体制の充実はもちろんのこと、対象者の受け入れを促したり、活動中に悩みを抱えたときの相談など、保護司の活動を支援する体制が不可欠である。(久保美紀)

4 おわりに

都市部と地方の2つの地区を対象に調査をした結果、保護司として共通の取り組み、また、地域性を反映した取り組みの実際から民間性・利他性・無償性・熱意といった保護司の支援活動の強みについて学ぶことができた。その一方で、保護司への期待、保護司としての使命感は、過重負担を生み、法的規制の下、行政協力が求められる立場であることから、目の前にある支援課題を把握していながら、もう一歩踏み込めないというジレンマを抱えていることがわかった。保護司は、国の刑事政策の一端を担い、専門職である保護観察官が絶対的に不足しているところから、官民協働態勢の名のもと、更生保護を実質的に担っているといえよう。いずれにしても、地域を基盤とした更生保護は、保護司の活動なくしては成り立たないことが明らかになった。日本における更生保護事業は、明治期に民間の慈善事業として誕生し、その際に、配置された保護委員が保護司の草分けといわれる⁽⁸⁾。こうした更生保護事業の先達の思想が、今日に至るまで息づいているといえる。

専門職業化し、制度との関連の中で活動するとき、ともすれば、自らの活動内容を制度の枠組みで限定的にとらえ、対象限定に陥ることがある。更生保護の活動には、保護司のもつ、専門職ではない、地域の民間協力者の強みを生かしながら、保護観察官などの専門職、地域住民ほか地域の関係機関と連携し、地域生活支援のネットワーク構築が必要であろう。それは、対象者が一市民として保護観察中に獲得したものを、その終了後の人生・生活においても、維持できるような手立ての構築であると同時に、住民をまきこんだ地域社会の支援力の強化、安心・安全な地域づくりにつながる。

先述のように、司法領域への社会福祉専門職の導入がなされ、地域生活定着支援センターの

更生保護における支援特性

設置にみるように、刑事司法と社会福祉の連携が具体化してきている。今回の調査研究を通して、罪を犯した人の立ち直り・社会的自立を支援し、彼らと地域社会を媒介し、地域社会の中に彼らの居場所をつくるべく、地域に根を張って奔走する保護司の姿に、社会福祉専門職のもつ、ソーシャルインクルージョンといった価値の実現に通じるものがあることが見て取れた。そして、社会福祉専門職が、更生保護の領域において、罪を犯した人の立ち直り・社会的自立を支援するべく、彼らの社会的に機能していく力の獲得支援への貢献が期待されることが再認識された。(久保美紀)

【注】

- (1) 更生保護のあり方を考える有識者会議報告書(2006.6.27)「更生保護制度改革の提言—安全・安心の国づくり、地域づくりをめざして—」、p. 1。
- (2) 犯罪対策閣僚会議(2008)「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008—『世界一安全な

国、日本』の復活を目指して」。

- (3) 保護司をめぐる近年の動向については、以下の文献を参照のこと。板谷充(2010)「保護司法改正後の10年」『更生保護と犯罪予防』第152号、pp.49-83。また、保護司の方が自身の活動を著したのものには、たとえば、以下の文献がある。大沼えり子(2008)『君の笑顔に会いたくて』KKベストセラーズ。
- (4) 保護司連盟、保護司の現況 http://kouseihogo-net.jp/h3/h3_9.php、2010年10月2日閲覧。
- (5) たとえば、『読売新聞』2010年6月14日付、中部版朝刊。
- (6) 更生保護のあり方を考える有識者会議、前掲、pp. 9-25。
- (7) 社会福祉法人南高愛隣会(2010)「矯正施設退所者などの福祉的支援について」改訂発行、p.62、2010年11月1日現在。
- (8) 更生保護50年史編集委員会編(2000)『更生保護50年史(第1編)—地域社会と共に歩む更生保護—』全国保護司連盟、pp.3-8、80-89。

謝辞

最後になりましたが、調査の趣旨をご理解くださり、ご協力くださった皆様に感謝いたします。